

贈与税ってどんな税金？

贈与税ってどういった場合にかかる税金が知っていますか？
贈与税とは、財産の贈与を受けた人が、贈与のあった年の1月1日から12月31日までの1年間に譲り受けた財産の金額に対して課税される税金です。あげた人が払う税金ではなくもらった人が払う税金です。**贈与税の対象となる財産には、不動産や現金預金以外にも贈与とみなされて贈与税が課税されるものがあります。**



※贈与とは他人に無償で財産を与える契約で、贈与する者(贈与者)と贈与を受ける者(受贈者)との合意が必要です。

贈与税とみなされるケース

- ①借金の免除や肩代わりしてもらった場合
- ②著しく低い金額で財産を取得した場合
- ③保険料を自分以外の人が負担していた生命保険の満期金をもらった場合
- ④保険料を被相続人、又は自分以外の人が負担していた生命保険の死亡保険金をもらった場合
- ⑤その他経済的な利益を受けた場合



贈与税がかからないケース

- ①扶養義務者から生活費や教育費として贈与されたうち、通常必要なもの
- ②社交上必要な香典、祝金、見舞金等
- ③離婚に際しての財産分与その他
- ④法人から贈与された場合
(一時所得として所得税が課税されます)
- ⑤婚姻期間が20年以上の配偶者へ
居住用不動産や居住用不動産の購入資金を贈与した場合
- ⑥相続時精算課税制度の適用を受ける場合



贈与税の計算

贈与のあった年の1月1日から12月31日までの1年間に、もらった財産の合計額から110万円(基礎控除)を引いた残りの金額に税率を乗じて計算します。

$$(課税価格 - 基礎控除(110万円)) \times 税率 = 贈与税額$$

贈与税の申告と納税

その年1年間にもらった財産が110万円を超えてるときは、翌年2月1日～3月15日までの間に贈与税の申告及び納税が必要となります。
また、贈与税の配偶者控除の特例や、相続時精算課税制度を受けるためには、納める税額がない場合でも、贈与税の申告が必要となりますので注意してください。

①名義預金について

相続税の申告のときに、子供や配偶者の名義の預金が、亡くなった父親(夫)のものではないかとトラブルになることがあります。つまり子供の名義の預金でも、それが父親から以前に贈与されたものなのか、それとも単に子供の名義を借りただけのものなのかということです。単に名義を借りただけであれば、その子供名義の預金は亡くなった父親のものとして相続税の対象となります。贈与した預金の通帳も印鑑も父親が持っているというのでは、贈与したことにはなりません。贈与契約書を作成して、父親の通帳から子供の通帳へ贈与する金額を振込み、通帳も印鑑も子供が管理し、なるべく110万円を超える贈与をして贈与税の申告を税務署に提出しておくのがベストです。

②毎年贈与するとき

「現金110万円の贈与を10年分けてする」と「1年目110万円を贈与、2年目110万円の贈与、3年目110万円の贈与…10年たったら1100万円贈与していた」というのとは、話が違ってしまいます。前者のケースでは、「最初の年に1100万円の贈与があった」と認定されて高い贈与税を納めることになってしまうのです。贈与することが、その年に決まったということが説明できるように、**毎年贈与契約書を作成する、毎年贈与の時期をずらす、金額を変える、贈与する対象物を変えるなどしておくと、税務署とのトラブルを避けることができます。**

③住宅を購入するとき

住宅新築資金を父親が出したのに子供の名義で登記したとか、子供名義で登記された家屋に父親が増改築をしたような場合には、贈与とされ贈与税が課税されます。またマイホームの購入に充てるために、子供が父親からお金を借りた際、「あるとき払いの催促なし」

とか「出世払い」にしたというよう

なときには、贈与とみられます。

親子間でも金銭消費貸借契約書を取り交わし、きちんと毎月返済し、返済を銀行振り込みにするなどしておくと、トラブルを避けることができます。



④土地の貸し借りをするとき

親子間で土地の貸し借りをする場合、通常は権利金を支払う地域で権利金のやり取りがなくとも、地代が無償または固定資産税相当額以下(使用貸借の場合)のときは、贈与とされません。しかし、権利金を支払わずに、通常の地代を支払っていると、借地権が贈与されたとみなされ贈与税が課税されます。

贈与税の速算表 ※特定贈与財産とは直系尊属から取得した財産のこと

基礎控除後の課税価格	一般	特定贈与財産
200万円以下	10%	10%
300万円以下	15%	15%
400万円以下	20%	
600万円以下	30%	20%
1000万円以下	40%	30%
1500万円以下	45%	40%
3000万円以下	50%	45%
4500万円以下		50%
4500万円超	55%	55%

クレジット会社の発行する請求明細書は領収書の代わりになるのか?



手持ちの資金力が厳しいとき、現金払いをする代わりに、カードを利用して決済をしている会社も多いと思います。後日送られてくる「請求明細書」は、カードを利用した事実は証明できますが、購入した相手先が発行したものではないので、税法上は注意する必要があります。税務調査の際、指摘されいやな思いをしないためにも、カードを利用したときにも領収書を別途発行してもらい、「請求明細書」と一緒に保存しておくことが望ましいです。また、ネットショッピングで購入して、領収書を発行してもらえない場合は、決済の画面を印刷しておいたり、確認メールや納品書等購入した内容がわかるものを保存しておくことが必要です。

■どんな人が注意する必要があるのか?

消費税を納税している人で、仕入税額控除を受ける人が対象になります。

■消費税の仕入税額控除を受けるための条件

課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び請求書等の両方を保存しなければなりません。

帳簿等とは、現金出納帳等の帳簿のことと、次の4つの事項を記載する必要があります。

- ①課税仕入れの年月日
- ②課税仕入れの内容
- ③課税仕入れの相手方の氏名または名称
- ④課税仕入れの金額

仕入税額控除用帳簿	
1	2 現金 3 備考
4	5
6	7
8	9
10	11
12	13
14	15
16	17
18	19
20	21
22	23
24	25
26	27
28	29
30	31
32	33
34	35
36	37
38	39
40	41
42	43
44	45
46	47
48	49
50	51
52	53
54	55
56	57
58	59
60	61
62	63
64	65
66	67
68	69
70	71
72	73
74	75
76	77
78	79
80	81
82	83
84	85
86	87
88	89
90	91
92	93
94	95
96	97
98	99
100	101
102	103
104	105
106	107
108	109
110	111
112	113
114	115
116	117
118	119
120	121
122	123
124	125
126	127
128	129
130	131
132	133
134	135
136	137
138	139
140	141
142	143
144	145
146	147
148	149
150	151
152	153
154	155
156	157
158	159
160	161
162	163
164	165
166	167
168	169
170	171
172	173
174	175
176	177
178	179
180	181
182	183
184	185
186	187
188	189
190	191
192	193
194	195
196	197
198	199
200	201
202	203
204	205
206	207
208	209
210	211
212	213
214	215
216	217
218	219
220	221
222	223
224	225
226	227
228	229
230	231
232	233
234	235
236	237
238	239
240	241
242	243
244	245
246	247
248	249
250	251
252	253
254	255
256	257
258	259
260	261
262	263
264	265
266	267
268	269
270	271
272	273
274	275
276	277
278	279
280	281
282	283
284	285
286	287
288	289
290	291
292	293
294	295
296	297
298	299
200	201
202	203
204	205
206	207
208	209
210	211
212	213
214	215
216	217
218	219
220	221
222	223
224	225
226	227
228	229
230	231
232	233
234	235
236	237
238	239
240	241
242	243
244	245
246	247
248	249
250	251
252	253
254	255
256	257
258	259
260	261
262	263
264	265
266	267
268	269
270	271
272	273
274	275
276	277
278	279
280	281
282	283
284	285
286	287
288	289
290	291
292	293
294	295
296	297
298	299

①と④は記載がなかったら帳簿として機能しなくなるので、記載していると思いますが、問題は②と③です。摘要欄に全ての内容を記載する必要はなく、「〇〇商店/〇〇代他」というように記載します。

請求書等とは、請求書、領収書、納品書等の取引の事実を証する書類のことと、次の5つの事項を記載する必要があります。

- ①書類の交付を受ける事業者の氏名、名称
- ②取引年月日
- ③書類の作成者の氏名、名称
- ④取引金額(税込)
- ⑤取引内容

飲食店など、不特定多数の者を相手にする場合は、①は省略することができます。

コネ持ち父さん コネなし父さん

川下 和彦(著)

できる人が実践しているすごい“人脈”的つくり方とは? 最短で読者にとって理想的な人間関係を築く方法とは? コネゼロだった著者が試行錯誤しながら、十数年をかけてたどり着いたコネクションづくりのノウハウを公開しています。



宮川公認会計士・税理士事務所

お知り合いでの会計・税務でお困りの経営者さまがいらしたら当事務所をご紹介ください

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目15番5号 天神明治通りビル9F TEL (092)791-1007 FAX(092)715-2081

[E-mail] info@miyagawa-kaikei.com [サイト] http://miyagawa-kaikei.com/ [ブログ] http://miyagawa-kaikei.info/

外注費と給与の違いって何?

- 仕事がない時に支払う金額を少しでも減らしたい
- 社会保険料の会社負担分が減る
- 消費税が課税仕入れにできるため、支払う消費税の負担が減る

上記のような理由から、従業員を外注に切り替えるケースがあります。従業員を雇用形態から請負形態に変更して、経費を減らしたいと考えていても、実態が変わっていなければ、税務上は認められません。税務調査では、外注費か給与かの判断について厳しく追及されることがありますので、注意が必要です。もし給与として判定されてしまうと、過去数年分の源泉所得税と消費税を会社側が負担することになるので、注意が必要です。

給与と外注の違い

■給与の場合

- 給与の支払金額に応じて所得税の源泉徴収が必要
- 法人であれば社会保険料の会社負担が必要
- 消費税は課税されません



■外注費の場合

- 源泉徴収は不要(外注先が各々確定申告する)
※ただし、講師料やデザイン制作等の対価を個人に支払う場合は、源泉徴収が必要
- 社会保険料の会社負担は不要
- 消費税がかかることとなり、支払額は課税仕入取引として取り扱われる

外注費として認められるポイントは次のようなものです。

- 自社の仕事以外に他社の仕事もしている
- 自社以外の仕事をする場合に、許可や承諾を必要としない
- 仕事の内容や進め方について、具体的な指示や指揮命令をしていない
- 他人の代替えが容易である
- 仕事に必要な材料や道具はすべて自分で用意する
- 報酬は出来高制で外注先自身で計算し、請求書が発行されている
- 昇給や賞与がない
- 勤務時間等の時間的な拘束がない



ただし、上記の1つでも該当すれば外注費でいいかというと、そういうことではなく、どれか1つが決定的項目というものではありません。例えば建設業などでは、現場監督の指揮命令のもとに業務を行ったり、材料や道具はすべて支給ということもありますし、時給や日給のような決め方でなければ報酬を計算しにくいといったようなケースもあります。総合的に勘案して判断されるものなので、諸事情を踏まえたうえで、実態が雇用関係にあると判断されれば、給与と判定されます。

*TAXインフォメーションは、2016年2月20日現在の税制に基づいて解説したものです。



察しない男 説明しない女

男に通じる話し方 女に伝わる話し方

五百田 達成(著)

男女の違いとその理由を解き明かしつつ、どうコミュニケーションしていくべきかを、「基礎編」「恋愛/セックス編」「結婚/家庭編」「仕事/職場編」の4つの場面に分け解説しています。